

我が国の政策の展開方向

～ 政府予算/食料・農業・農村 ～

令和6年1月

参議院議員 しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

I. 令和6年度予算案

1. 予算のフレーム（概要）

歳出	5年度予算（当初）	6年度予算	増減
一般歳出	727,317	677,764	▲49,554
社会保障関係費	368,687	377,193	+8,506
社会保障関係費以外（注3・4）	308,630	290,571	▲18,060
物価・賃上げ促進予備費（注5）	50,000	10,000	▲40,000
地方交付税交付金等	163,992	177,863	+13,871
国債費	252,503	270,090	+17,587
計	1,143,812	1,125,717	▲18,095

歳入	5年度予算（当初）	6年度予算	増減
税収	694,400	696,080	+1,680
その他収入	93,182	75,147	▲18,035
公債金	356,230	354,490	▲1,740
4条公債（建設公債）	65,580	65,790	+210
特例公債（赤字公債）	290,650	288,700	▲1,950
計	1,143,812	1,125,717	▲18,095

（注1）5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注3）5年度予算（当初）の計数には、防衛力強化資金繰入33,806億円を含む。

（注4）6年度予算の一般予備費は、令和6年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう5年度予算から5,000億円増額して1兆円を計上。

（注5）「物価・賃上げ促進予備費」は「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の略称。なお5年度予算（当初）の計数は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」及び「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」の合計額。

（注6）税収には印紙収入を含む。

（注7）6年度予算の公債依存度は、31.5%。

歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算

経済（経済の好循環の起点となる賃上げの実現）

- 30年ぶりの経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるには「物価に負けない賃上げ」の実現が必要。医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和6年度にベア2.5%（医療従事者の場合定昇分を入れれば4.0%）、令和7年度にベア2.0%（同3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築（その他の関連施策は次頁）。

社会（構造的な変化と社会課題への対応）

【こども政策等】

- 少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識の下、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」をスピード感を持って実施。児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など経済的支援の強化とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、貧困・虐待防止、障害児支援など多様な支援ニーズへの対応を拡充。今後増加が見込まれる育休給付の財政基盤強化も実現（「加速化プラン」の計3.6兆円の拡充のうち3/4程度を令和7年度までに実施予定、その前提で令和6年度は約3割強を計上）。財源確保の取組として、改革工程に基づき、メリハリのある診療報酬改定や薬価制度の見直し、介護保険制度改革を実現。

【デジタル・GX】

- デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化等を推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金(1,000億円+令和5年度補正735億円)により、デジタル行財政改革の先行モデル的取組や、観光・農林水産業の振興等を支援。
- 2050カーボンニュートラルに向け、官民のGX投資を促進（エネルギー特会・令和5年度補正とあわせ1.7兆円規模）。

外交・安全保障

- 我が国周辺の厳しい安全保障環境はもとより、ウクライナ侵略・中東情勢等の激動する外交環境に対応するため、外交分野において、安全保障対応や邦人保護・危機管理の基盤を大幅強化（3,073億円（対前年度+298億円））し、同時に、統合防空ミサイル防衛や機動展開能力の向上等、防衛力を着実に強化（対前年度+1.1兆円）。

令和6年能登半島地震への対応

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々の命を守り、生活・生業の再建をはじめ被災地の復旧・復興に至るまで切れ目なく対応できるよう、令和6年度の一般予備費について5,000億円を増額（一般予備費として計1兆円を計上）。

歳出の効率化

- 骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続し、歳出構造の更なる平時化を進める中で、新規国債発行を減額。
（令和5年度(当初)：35.6兆円 ⇒ 令和6年度：35.4兆円）
（※ 歳出改革の対象となる経費のうち、社会保障関係費の伸びは+3,700億円、社会保障関係費以外の伸びは+1,600億円）

3. 「物価に負けない賃上げ」の実現に向けた予算面での対応

公的部門等

【医療・介護・障害福祉サービス】

- 医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和6年度にベア2.5%（医療従事者の場合定昇分を入れれば4.0%）、令和7年度にベア2.0%（同3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築。（再掲）

【保育士等】

- 「加速化プラン」に基づく民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施（人件費の改定率は+5.2%）。

【教職員】

- 義務教育費国庫負担金を大幅に増額（1兆5,627億円（対前年度+412億円））し、人事院勧告を踏まえた公立小中学校等の教職員給与の改善（初任給+5.9%等）を実現。

【公共工事】

- **公共工事の設計労務単価は、11年連続で引上げ、5年度+5.2%。6年度も賃金上昇の実勢等を反映して令和6年2月に改定予定。**また、民間工事を含め、下請業者に対して適切な労務費が支払われるよう、**法改正案を次期通常国会に提出予定。**

【物流】

- **トラックドライバーの賃上げに向け、法律に基づく「標準的な運賃」を8%引上げ予定であるとともに、その浸透・徹底のためトラックGメンにより荷主・元請事業者への監視を強化。**また、賃上げ原資の確保や物流の生産性向上を図るための**法改正案を次期通常国会に提出予定。**

中小企業等

- 適切な価格転嫁のため、**下請Gメン**を330名に増強して取引実態を把握し指導等を徹底（令和6年度28億円）。また、中小企業等が人手不足の中でも利益を確保し賃上げを実現できるよう、5,000億円規模（令和5年度補正・既存基金活用）の**省力化投資支援**を実施。
- 中小企業・小規模事業者の**最低賃金の引上げ**に向けた、生産性向上に資する設備投資などを実施し事業場内最低賃金を引き上げる事業者に対し、その**業務改善経費を支援**（令和6年度8億円、令和5年度補正180億円）。

その他

- 賃上げと相乗効果を発揮し、物価を上回る可処分所得の伸びを実現するために行われる**定額減税**の実施にあわせ、**定額減税の恩恵を十分に受けられない方々**に対し、**0.7兆円の給付**を実施（その他の関連する給付も含めれば1.1兆円。令和5年度予備費）。
- 令和5年度補正において、「物価と賃金の好循環」の実現に向け**用途を明確化・重点化した「物価・賃上げ促進予備費」**を令和6年度においても**1兆円措置**。

4. 令和6年度能登半島地震の被災者支援や

被災地の復旧・復興のための予算面での対応

- 令和6年1月1日に発生した**能登半島地震**で被災された方々の命を守り、**生活・生業の再建**をはじめ**被災地の復旧・復興**に至るまで切れ目なく対応できるよう万全の財政措置を講じる。

令和5年度の予備費を活用した喫緊の対応

- まず、足元の喫緊の対応として、**仮設住宅の確保、ライフラインやインフラ等の復旧、被災者の方々の生活や生業の再建**といった様々な被災地のニーズに対応するため、「**被災者の生活と生業支援のためのパッケージ**」を可及的速やかにとりまとめ。
- こうした様々な支援に必要な経費については、残額が**4,600億円を超える一般予備費**を活用して**臨機応変に対応**。

令和6年度予算における復旧・復興への万全の備え

- 令和6年度においても**復旧・復興のフェーズ**等に応じた**切れ目のない機動的な対応**を確保しつつ、他の予見しがたい事態にもしっかりと備えるべく、**令和6年度予算の一般予備費**について**5,000億円を増額し、計1兆円**を計上。
- これにより、**4,600億円を超える令和5年度の一般予備費の残額**とあわせ、**一日も早い被災地の復旧・復興**に向けた支援に全力を尽くす。

(注) 上記に先立ち、令和5年度の一般予備費47億円を活用し、**寒冷対策**を含む**避難所体制の強化**に当面必要な**プッシュ型物資支援**の経費を措置（令和6年1月9日決定）。

5. 各歳出分野の特徴 ①

社会保障

- **こども未来戦略**に基づく政策をスピード感を持って実行。こども家庭庁予算は0.5兆円増加し**5.3兆円**（令和5年度：4.8兆円、令和4年度：4.7兆円）。**児童手当の抜本的拡充**（令和6年12月に初回支給）、**高等教育費の負担軽減**や**幼児教育・保育の質の向上**（配置基準改善と更なる処遇改善等）に取り組むほか、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児など**多様な支援ニーズ**にも対応。男性育休の取得増等に伴う**育休給付の増**（+931億円）を見込むとともに、その財政基盤の強化のため**国庫負担を本則1/8に引き上げ**（現行1/80）。
- **診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定**において、**公的価格のあり方を見直し、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築**。診療所を中心に、管理料や処方箋料等の再編による効率化・適正化により**メリハリのある改定**を実現。また**薬価**について、長期収載品の保険給付の見直しを行うほか、イノベーションの適切な評価措置を実施。不採算品再算定により**後発医薬品等の安定供給確保**にも対応。

外交・安全保障

- 厳しい国際情勢を踏まえ、**安全保障対応と邦人保護、警備体制等を強化**（対前年度+298億円）するとともに、ODAは民間資金を活用した効果的な事業等に厚く配分するなど、令和5年度補正（2,701億円）とあわせ**1兆円台**の予算措置。
- 安全保障環境が厳しさを増す中、**防衛力の抜本強化**を推進（対前年度+1.1兆円）。**スタンド・オフ防衛能力**や統合**防空ミサイル防衛能力、機動展開能力の向上**を図るとともに、装備品の維持整備や弾薬取得、施設整備を促進。

警察・海保

- 過去最多となるサイバー犯罪など深刻な**サイバー空間の脅威**のほか、**テロや大規模災害**等への対処能力を強化。
- **尖閣領海警備能力強化の大型巡視船**をはじめ海上保安庁の予算・定員を大幅拡充(2,611億円(対前年度+180億円))。

教育・科学技術

- **教員業務支援員**の全小中学校配置や小学校高学年の**教科担任制前倒し**により、教育の質の向上や働き方改革を加速。
- 科学技術・イノベーションへの投資として、**AI・量子分野等の重要分野の研究開発**を推進するとともに、**基礎研究・若手研究者**向け支援を充実（科学技術振興費 14,092億円（対前年度+150億円））。

5. 各歳出分野の特徴 ②

GX、エネルギー・環境

- エネルギー特会で「GX経済移行債」を発行し、**蓄電池**の国内製造基盤強化（2,300億円）、**次世代型太陽電池等**のサプライチェーン構築（548億円）、**鉄・化学等製造業**の製造プロセス転換（327億円）など、官民のGX投資を支援。

DX・地方創生

- デジタル田園都市国家構想交付金（1,000億円＋令和5年度補正735億円）により、**観光や農林水産業の振興等の地方創生**に資する取組を支援。また、光ファイバ、5G基地局など**地方のデジタル基盤**を整備（68億円）。

復興

- **ALPS処理水**の処分に伴う**風評対策**・科学的根拠に基づく情報発信や、原子力災害被災地域における**帰還・移住等**に向けた取組など、復興のステージの進行に応じた被災地のニーズにきめ細やかに対応。

観光

- 訪日旅行消費5兆円の目標達成に向け、国際観光旅客税（440億円（対前年度＋240億円））を活用し、**国立公園**における**体験型アクティビティ**の造成や、**文化的建造物**の利活用による**集客・宿泊の高付加価値化**などを推進。

公共事業

- **公共事業関係費**は6兆828億円（対前年度＋26億円）を**安定的に確保**（令和5年度補正では2兆2,009億円（対前年度＋1,996億円））。ハードに加え、新技術による線状降水帯の予測など**ソフト対策**との**一体的取組**で**国土強靱化**を推進。
- 水道事業の国交省移管を契機に、**上下水道一体**による**効率的な事業実施**などを支援する新たな補助を創設。

農林水産

- 水田の**畑地化支援**により野菜や麦・大豆など畑作物の生産を推進するとともに、**輸入に依存する化学肥料の使用低減、飼料の国内生産**の拡大を推進（287億円）。
- **輸出先国の多角化**のための**販路開拓**や現地の**商流構築**、品目団体による**包材等の規格化**等を推進（102億円）。

地方財政

- 地方団体に交付される地方交付税交付金は、**18.7兆円（＋0.3兆円）**。**一般財源総額を増額（＋0.6兆円）**しつつ、**臨時財政対策債発行を過去最少**となる0.5兆円（▲0.5兆円）に半減させ、**地方財政の健全化**を推進。

5. 主要経費別内訳

(単位:億円)

	5年度予算 (当初)	6年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	727,317	677,764	▲49,554	▲6.8%	
社会保障関係費	368,687	377,193	+8,506	+2.3%	
文教及び科学振興費	54,158	54,716	+558	+1.0%	人事院勧告の反映等による義務教育費国庫負担金の増 等
うち科学技術振興費	13,942	14,092	+150	+1.1%	
恩給関係費	970	771	▲198	▲20.5%	
防衛関係費	101,686	79,172	▲22,514	▲22.1%	
下記繰入除く	67,880	79,172	+11,292	+16.6%	
防衛力強化資金繰入	33,806	-	▲33,806	-	
公共事業関係費	60,801	60,828	+26	+0.0%	
経済協力費	5,114	5,041	▲73	▲1.4%	民間資金等を活用した効果的事業や緊急人道支援等に重点化。
(参考)ODA	5,709	5,650	▲60	▲1.0%	R5補正の政府ODA3,284億円とあわせて事業量を十分に確保
中小企業対策費	1,704	1,693	▲11	▲0.6%	貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減 等
エネルギー対策費	8,540	8,329	▲210	▲2.5%	エネルギー特会の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減
食料安定供給関係費	12,654	12,618	▲36	▲0.3%	米政策の見直しを踏まえた減
その他の事項経費	58,004	57,402	▲602	▲1.0%	
予備費	5,000	10,000	+5,000	+100.0%	令和6年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう増額
★ 原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備費	40,000	10,000	▲30,000	▲75.0%	
★ ウクライナ情勢経済緊急 対応予備費	10,000	-	▲10,000	-	
地方交付税交付金等	163,992	177,863	+13,871	+8.5%	
国債費	252,503	270,090	+17,587	+7.0%	
合計	1,143,812	1,125,717	▲18,095	▲1.6%	

(注1) 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

社会保障

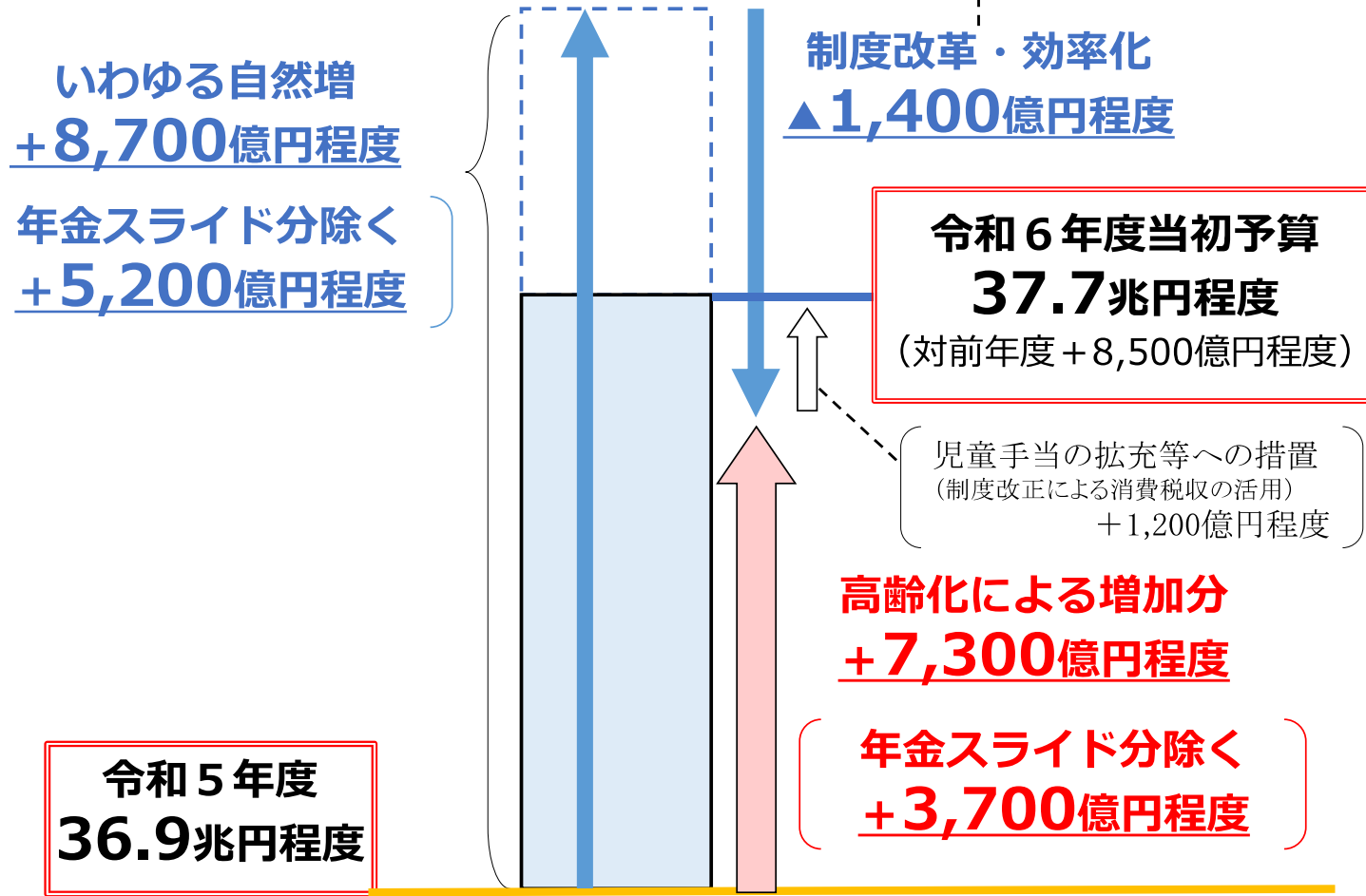
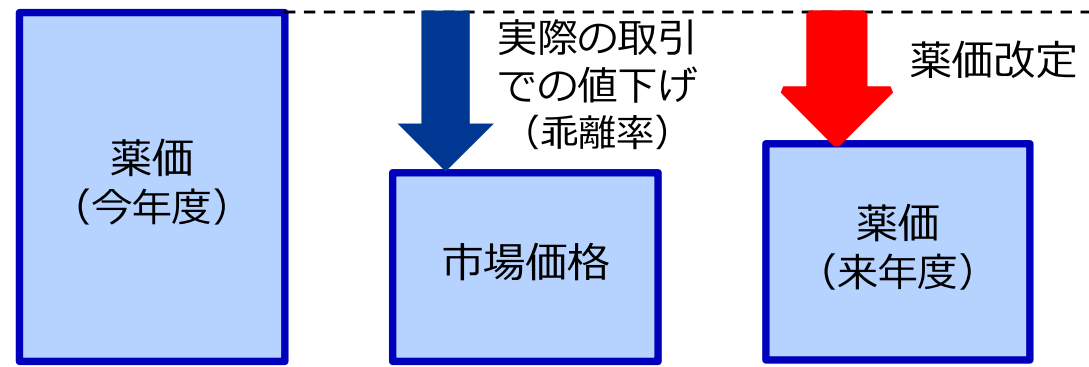
○ 令和6年度の社会保障関係費は、前年度（36.9兆円）から+8,500億円程度の37.7兆円。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成（年金スライド分を除く高齢化による増は+3,700億円程度、年金スライド分の増は+3,500億円程度）。

- 薬価等改定・薬価制度改革 ▲1,300億円程度
 - 前期高齢者納付金の報酬調整 ▲1,300億円程度
 - 被用者保険の適用拡大 ▲100億円程度
 - 診療報酬改定 +600億円程度（800億円程度※）
 - 介護報酬改定 +200億円程度（400億円程度※）
 - 障害福祉サービス等報酬改定 +200億円程度
 - 健保組合支援 +200億円程度（400億円程度※）等
- ※消費税収による対応を含めた金額

(令和6年度薬価等改定・薬価制度改革)

薬価・材料価格改定率 ▲1.00%

○市場実勢価格の反映等のほか、イノベーションの更なる評価や、後発医薬品等の安定供給確保にも対応。また、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

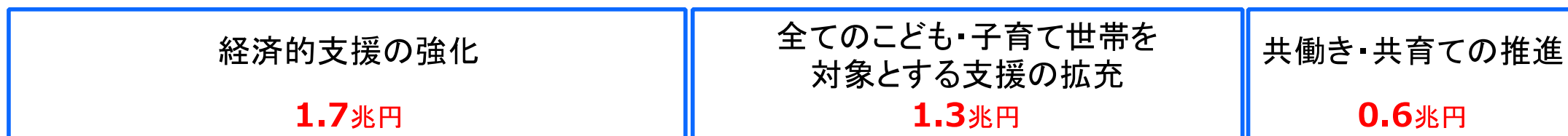


- (令和6年度診療報酬改定)
- 改定率 +0.88%
- うち 看護職員、リハビリ専門職等の医療関係職種の賃上げ +0.61%
- ※上記以外の者の賃上げ分(+0.28%程度)は別途措置
- うち 効率化・適正化（管理料、処方箋料等の再編等） ▲0.25%
- (令和6年度介護報酬改定)
- 改定率 +1.59%
- うち 介護職員の処遇改善 +0.98%
- ※上記以外の者の処遇改善を実現できる水準を別途措置
- (令和6年度障害福祉サービス等報酬改定) 改定率 +1.12%

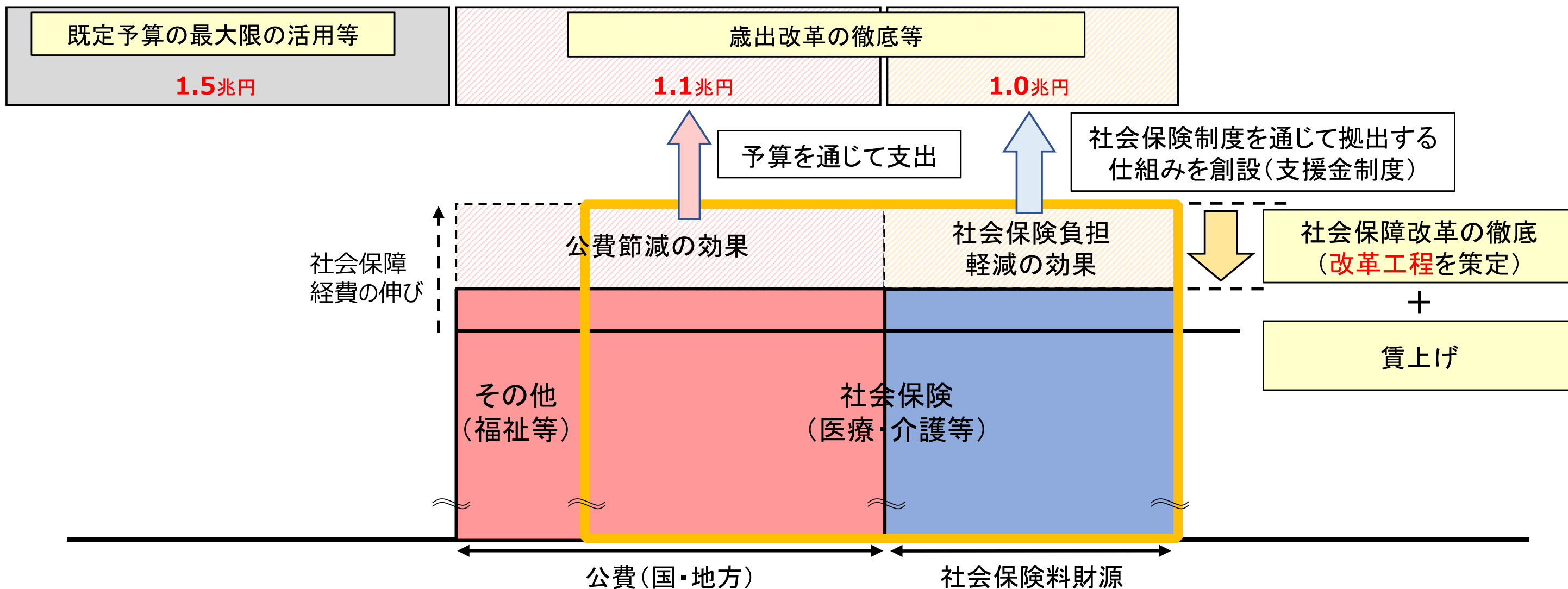
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円



【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



こども・子育て政策の強化

- 「こども未来戦略」において、令和10年度までの「**3.6兆円**（国・地方合計）」の**施策充実と安定財源確保の枠組み**を決定。
 - ✓ 令和6年度は「3.6兆円」のうち約**3割強を実現**。（令和7年度には、各種施策の施行・満年度化により**3/4程度まで実施予定**。）
 - ✓ **歳出改革**や**既定予算の最大限の活用**により財源を確保。（令和6年度の不足分（0.2兆円程度）は、**特別会計でこども・子育て支援特例公債を発行**。）
- **国のこども・子育て関係予算**（一般会計と特別会計の合計）も**着実に増加**。
 - ✓ **こども家庭庁予算** 令和4年度：4.7兆円→令和5年度：4.8兆円→**令和6年度：5.3兆円**。 ※令和6年度こども家庭庁予算：5兆2,832億円（+4,728億円、うち一般会計分+1,766億円）
 - ✓ 育休給付の増加分を合わせ、令和4年度→令和6年度で**+0.7兆円（+15%増）**。

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給を令和6年12月とする

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第3子以降は3万円

1兆5,246億円
(うち拡充分+3,558億円)

支給金額	0～3歳	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

* 多子加算のカウント方法を見直し

高等教育（大学等）

- ✓ **高等教育の負担軽減を拡大** 5,438億円（+127億円）
 - ・ 多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯収入約600万円）を対象拡大
 - ※ 令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化（多子世帯：扶養されるこどもが3人以上、支援上限：現行制度と同様）

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ** 1,187億円*（+882億円）
 - ・ 76年ぶりの配置改善：[4・5歳児]30対1→25対1
 - ・ 令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応** 867億円*（+526億円）
 - ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
 - ・ 児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

【一部、厚生労働省予算】
*令和4年度→令和6年度の増額分

妊娠・出産時からの支援強化

実施中

- ✓ **出産・子育て応援交付金** 569億円（+274億円）
 - ・ こども1人につき10万円相当の経済的支援
- ✓ **伴走型相談支援** 56億円（+5億円）
 - ・ 様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

* 金額は令和6年度の国の予算（一般会計と特別会計の合計）

育休を取りやすい職場に

- ✓ **男性の育休取得増に伴う育休給付の増** 8,555億円（+931億円）
 - ・ 育休給付の財政基盤の強化のため、**国庫負担を本則1/8に引き上げ**
 - ※ 保険料率は、当面0.4%に据え置きつつ、本則を令和7年度から0.5%に引き上げるとともに、保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入
 - ※ 育休給付は労働保険特会雇用勘定（厚生労働省予算）に計上。令和7年度からこども・子育て支援特別会計に一元化。

予算の質の向上

行政事業レビューや予算執行調査等の反映

- **各財務局等を活用した機動的調査**により、全国の2万2千の医療法人の事業報告書等を入手して集計。事業報告書等の分析により診療所の経営状況が極めて良好であることが判明（令和4年度の経常利益率8.8%）。**診療報酬改定**においては、診療所を中心に、改定率▲0.25%（医療費▲1,200億円程度（満年度））の効率化・適正化を実施。
- **行政事業レビューの指摘**を踏まえ、介護について、ICT機器の利活用によりケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われている介護付き有料老人ホームの**人員配置基準の柔軟化**（利用者:介護職員=3:1→3:0.9）を報酬改定の中で実現。
- 私立大学に対する**予算執行調査**を活用し、経営改革や連携に取り組むモデル校に**予算を重点化**（20億円）。令和8年度以降、定員充足率や経営状況等が基準に満たない大学に「経営改革計画」の策定を求め、**私学助成を適正化**。

デジタル化の推進等による効率化

- 情報システムについて、**ガバメントクラウド**（政府共通のクラウドサービス）や**ガバメントソリューションサービス**（政府共通の府省間ネットワーク）等の**共通基盤への移行**により、**重複投資を排除**（国のガバメントクラウドへの移行については、令和6年度までに移行予定のシステムの基盤にかかる経費について約20億円の削減効果）。

防衛力整備の効率化・合理化

- 防衛装備品の全般にわたり、**長期契約**を活用した航空機などの**装備品の効率的取得**や陳腐化した**一部装備品の運用停止**等により、**▲2,764億円の効率化・合理化効果**を実現。

政策目的に応じたインセンティブ機能の導入

- 防災・減災効果を効率的に高めるため、災害の危険性の高い地域における住宅支援の引下げ(※)や、立地適正化計画が未策定の地域への**支援措置を見直し**つつ、**土地利用規制**の導入と組み合わせた**治水対策および津波・高潮対策**を推進。
※「子育てエコホーム支援事業」（6年度:400億円）などが対象。

地方財政の健全化

- 地方交付税などの財源を適切に確保し、**臨時財政対策債**（赤字地方債）の**発行を過去最少**となる**0.5兆円**（▲0.5兆円）まで**縮減**するなど、地方の財政状況を**着実に改善**。

Ⅱ. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料安全保障の強化

平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け

- ・食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和5年12月〉
 - ✓麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用
 - ✓スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
 - ✓適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進 等
- ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和7年に次期基本計画策定〉
 - ✓食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換
 - ✓堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定
 - ✓米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討
- ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会提出を視野〉
- ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和6年通常国会提出を視野〉
 - ✓農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等）
 - ✓農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等）
- ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和6年通常国会提出を視野〉
- ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和5年度に協議会を設置し、検討を継続〉
- ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和6年通常国会提出を視野〉 等

スマート農業

本格的な人口減少に対応した施策の強化

- ・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会提出を視野〉
 - ✓スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化
 - ✓スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換
 - ✓税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し
- ・農業インフラの適切な保安全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野〉 等

農林水産物・食品の輸出促進

国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け

- ・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援〈令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定〉
- ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進〈令和6年度中に10カ国・地域16都市（現在8カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） 等

農林水産業のグリーン化

環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け

- ・クロスコンプライアンスの導入（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）〈令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施〉
- ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和7年度に見直し、令和9年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行〉 等

Ⅲ. 食料安全保障強化政策大綱の改訂について

- 本政策大綱は、昨年(令和4年)12月、食料安全保障の強化に向けて構造転換を図るため、継続的に、特に緊急で実施する対策を位置付けるものとして策定。
- 本年(令和5年6月)に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめ、平時から食料安全保障を抜本的に強化するとされたところ。本政策大綱においても、過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充。

I 食料安全保障の強化

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現 (過度な輸入依存からの脱却)

- (1) 海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
 - 水田の汎用化・畑地化による麦・大豆等の本作化の促進
 - 米粉の生産・利用の拡大支援
 - 国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進 等
- (2) 生産資材の国内代替転換等
 - 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大等による、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
 - 耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料(魚粉)の国産化の推進
 - 省エネ技術の導入加速化 等
- (3) 国産への転換に向けた産地の育成強化 <追加>
 - 加工・業務用に対応した品種・機械等の活用による新たな栽培体系の導入の促進
 - 加工・業務用に仕向ける一次加工施設の整備支援
 - 海外の規制やニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援 等

<追加>

2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

- (1) 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
 - 地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減 等
- (2) スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
 - スマート技術等の新技術に対応した生産・流通・販売方式の変革の取組の促進
 - 経営体をサポートするサービス事業体の拠点開設・機械導入など事業活動の基盤整備への支援 等
- (3) スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
 - スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、デジタル基盤の整備の推進
 - 自動給水栓等の導入、開水路の管路化、施設の集約・再編等による省力化の推進 等

<追加>

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

- (1) 適正な価格形成と国民理解の醸成
 - 適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証
 - 持続可能な食料システムの構築に向けた国民理解の醸成 等
- (2) 円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
 - ラストワンマイル配送や、フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供に向けて地域の関係者が連携する体制づくりの推進
 - 政府備蓄米の全国的な提供体制の整備
 - 3分の1ルールなど商慣習の見直しなど、食品ロスの削減の取組促進 等
- (3) 食料・生産資材等の安定的な輸入の確保
 - 輸入国における穀物等の集出荷・港湾施設などへの投資案件の形成支援
 - 輸入相手国との政府間対話の実施、官民による情報共有 等

4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- 配合飼料、燃料の価格高騰への対応 <追加> ➢ 肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化 等

Ⅱ スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農業について、税制・金融措置を含めた新たな法制度の創設も視野に、
 - ① 農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による研究開発の促進
 - ② スマート技術に適合した生産・流通・販売方式の変革の取組の促進
- 経営・技術等でサポートする事業体の活用
- スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化
- 林業、水産業におけるスマート化の推進 等

Ⅲ 農林水産物・食品の輸出の促進

- 生産から販売までの事業者が一体となって行うプロモーション等の取組を支援するなど、品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
- 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援など、食料供給基盤を支える輸出産地の形成
- 輸出先国において販路開拓を推進する輸出支援プラットフォームの活動体制の強化
- 海外における品種登録出願の推進や海外における模倣品の監視等、知的財産の保護・強化 等

Ⅳ 農林水産業のグリーン化

- 2030年までの化学肥料の使用量20%低減等の目標に向け、化学肥料・農薬の使用低減等グリーンな栽培体系への転換支援、オーガニックビレッジの創出などみどりの食料システム戦略の加速化
- クロスコンプライアンスの導入
- 既存交付金の見直し、J-クレジットの活用 等

- 食料・農業・農村基本法について、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正を行い、令和6年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① 食料安全保障を柱として位置付け**
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）**
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等）
- ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の追加など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

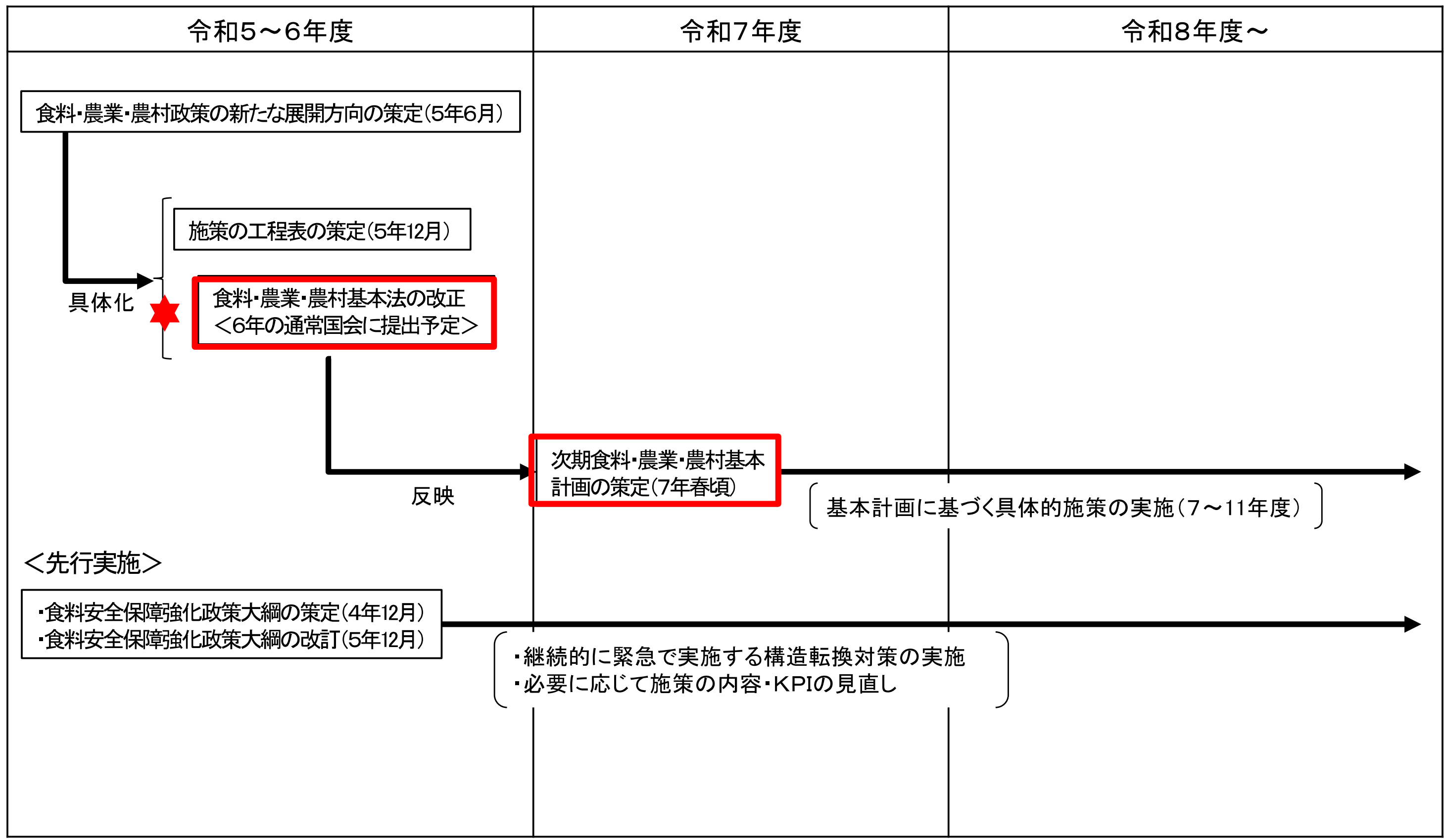
- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持



- ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、**「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け**
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け
- ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化**
 - ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

V. 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表

全体の流れ



1. 食料安全保障の在り方

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食料安全保障の考え方を再整理 <6年の通常国会に提出予定の基本法で対応> </div>		
(2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組みの構築 (食料・農業・農村基本計画の在り方見直し) </div>	[PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証を行う] 	
(3) 不測時の食料安全保障	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 不測時の対応根拠となる 法制度の創設 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める> </div>	[<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの情報収集等を強化する ・不測の事態が発生した場合には、関係省庁が連携して適切な措置を講ずる] 	

2. 食料の安定供給の確保（抜粋）

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～	
(1)食料の安定供給の確保に向けた構造転換	<p><水田政策></p> <p>水田におけるブロックローテーションや畑地化の推進</p> <p>〔各産地の意向を踏まえ、水田におけるブロックローテーションや畑地化の取組を集中的に推進(9年度まで) ・飼料用米専用品種化の推進 ・輸出促進や米粉の利用拡大等を通じたコメの需要拡大 等〕</p>			<p>（基本計画見直しのタイミングで議論） 将来にわたって安定運営できる政策の確立</p>
	<p>本作化による畑作物の生産増大</p> <p>〔海外依存度の高い麦・大豆等の本作化を集中的に推進 ・特に、<u>麦・大豆については、基本計画において作付面積拡大に係る目標を設定した上で、基盤整備による汎用化・畑地化の推進や民間の調整保管能力を向上</u>〕</p>			
	<p>米粉の利用拡大</p> <p>〔米粉の特徴を生かした新商品開発 等〕</p>			
	<p><野菜・果樹対策></p> <p>加工・業務用野菜の輸入原料から国産活用への切替え</p> <p>〔実需者と連携した加工・業務用産地への切替え、効率的サプライチェーン構築のためのスマート農業技術の導入や物流拠点、冷凍施設等の整備、消費者の国産選択に資する施策の充実等を推進 野菜種子について、国内外の採種地開拓や国内の効率的な採種技術の開発・実証等を支援〕</p>			
	<p>果樹の省力化した生産体系への転換</p> <p>〔省力的な植栽方法への転換や省力樹形の導入を推進 ・花粉・苗木について、供給体制の強化に向け、専用産地の創出や、全国流通体制の構築を推進〕</p>			
	<p>（この表の下部には、令和5～6年度、令和7年度、令和8年度～の列が空欄で続きます）</p>			

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(2)生産資材の確保・安定供給	<p><肥料></p> <p>化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換</p>	<p>〔原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して行う国内肥料資源利用拡大の取組や関係事業者の連携づくり等を進めるためのマッチング機会の提供等を加速化〕</p>	→
	<p>肥料原料の備蓄体制の強化</p>		
	<p>価格急騰時の補填対策の対応</p> <p>〔影響緩和対策を食料安全保障強化政策大綱に位置付け〕</p>	<p>〔発動時に措置〕</p>	→
	<p><飼料></p> <p>国産飼料の生産・利用拡大の促進</p> <p>〔<u>地域計画に基づく「飼料産地づくり」を推進</u>〕</p> <p>・耕種農家と畜産農家との飼料生産・利用体制の構築(耕畜連携)、飼料生産の担い手の確保(外部化)等、生産・利用・流通の各段階の仕組みづくりに関する方向性を定める ・その上で、畜産振興に意欲のある地域において、畜産農家等も含めた話し合いを基に、地域計画の策定を促進</p>		→

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(4) 適正な価格形成	<p><適正な価格形成></p> <p>食料システムの各段階の関係者が協議できる場の創設</p> <p>〔適正な価格形成に関する協議会の設置・議論開始(5年8月～)〕</p> <p>→ 適正取引を推進するための仕組みの構築</p>		
	<p>〔適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにする等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を推進 ・まずは、「<u>飲用牛乳」「豆腐・納豆</u>」について、<u>流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目として、仕組みづくりの具体化を検討</u> ・併せて、その他の品目についても、<u>産地・品目ごとのコストデータの把握・収集、価格交渉・契約上の課題等を検討</u> ・さらに、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を実施</p> 〕		
	<p><肥料高騰対策></p> <p>価格急騰時の補填対策の対応</p> <p>〔影響緩和対策を食料安全保障強化政策大綱に位置付け〕</p> <p>【再掲】</p>		
		〔発動時に措置〕	

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(6) 国民理解の醸成	学校教育等における農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化	〔 左記の施策を推進 〕	→
	棚田地域や農業遺産地域の魅力発信、国産国消・地産地消の推進、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進		→
	環境負荷低減の取組の「見える化」の推進		→
	生産者・事業者の様々な取組を表示・可視化することによる消費者や食品産業等への情報発信の強化		→

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(7) 事業者・消費者の役割 ★	事業者・消費者の役割を位置付け ＜6年の通常国会に提出予定の 基本法で対応＞		

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
<p>(8)食品産業(食品製造業、外食産業、食品関連流通業)の持続的な発展</p>	<div data-bbox="508 418 1197 727" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組みの構築</p> </div> <div data-bbox="508 791 1197 1100" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組みの構築</p> </div> <div data-bbox="492 1166 1297 1396" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の見直し <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></p> </div>	<div data-bbox="1251 774 2875 1141" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・原材料の国産利用、農業と食品産業の連携強化、消費での利便性の増大等を推進 ・地域の事業者同士の協業、生産等での生産性の向上、フードテック等の新技術の活用を推進 ・外需の獲得(輸出促進、海外展開、インバウンド)を促進 ・海外展開等を可能とする産業構造を強化 ・環境負荷の低減、人権への配慮、健康・栄養への貢献、食品ロスの削減を推進</p> </div>	

3. 農業の持続的な発展（抜粋）

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(1) 多様な農業人材の育成・確保	<p><地域計画></p> <p>地域計画の策定(5年4月～7年3月)</p>	<p>〔地域計画の実現に向けた課題解消の取組とフォローアップ〕</p>	
	<p><受け皿となる経営体の育成・確保></p> <p>受け皿となる経営体が農地を引き受けやすくするための仕組みの構築</p>	<p>市町村、農業委員会、農地バンク等が連携して、地域内外を問わず将来の農地の受け皿となる法人や新規就農者等の育成・確保に取り組むことを後押し</p>	
	<p><農業支援サービス事業者の育成・確保></p> <p>サービス事業者を育成・確保する仕組みの構築</p> <p>★ 産学官連携してスマート技術等の開発と産地の変革(栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等)を促進する仕組みの構築 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></p>	<p>・スマート技術の活用を支援するサービス事業者に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援を推進 ・サービス事業者の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進</p>	

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～		
(1) 多様な農業人材の育成・確保	<p><労働力の確保、労働環境の改善></p> <p>将来の農業人材の育成・確保</p>	<p>・次世代の農業人材の確保につながる教育内容の充実、新規就農の促進を着実に実施</p>	<p>→</p>		
	<p>他産業・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの構築</p>			<p>・次世代の農業人材の確保につながる教育内容の充実、新規就農の促進を着実に実施</p> <p>・繁忙期が異なる他産地とのリレー雇用、異業種からの副業等を推進</p>	
	<p>青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保</p>				<p>外国人や女性を含む雇用者の働きやすさを高める取組(就労条件の改善、労働環境改善に資する施設・設備の整備、作業工程の見直し等)を支援</p>
	<p><経営力の向上、人材育成、経営基盤強化></p>				
<p>経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けた農業経営を後押しする仕組みの構築</p>	<p>・生産原価計算や販売手法、労務管理などのリ・スキリングや経営者教育による農業経営人材の育成を実施</p> <p>・各都道府県の農業経営・就農支援センターをはじめとする農業関係機関のより一層の連携強化及び他産業からの経営人材の参入を促すためのネットワーク作りを推進</p>				
<p>→</p>					

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(1) 多様な農業人材の育成・確保	<p><多様な農業人材の意欲的取組の推進></p> <p>地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進</p>		
	<p>・<u>スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業者の育成・確保を強化</u></p> <p>・<u>担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のリ・スキリングの機会を充実する取組を推進</u></p> <p>・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進</p>		

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
<p>(2) 農地の確保と適正・有効利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による農用地区域(ゾーニング)の変更に係る国の関与の強化 ・地域計画内の農地に係る転用規制強化 <p>★ 農業振興地域の整備に関する法律等において措置 < 6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の権利取得時の耕作者の属性の確認 ・営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応 ・地域計画内における遊休農地の解消の迅速化 等 <p>★ 農地法等において措置 < 6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>集団的農地の農用地区域からの除外について、集団的農地に係る要件を厳格化するなど、国・県の面積目標の達成の観点から判断できる仕組みを構築</u> ・<u>農地の総量確保のために、国と地方が協議を行う場を設置</u> ・<u>地域計画内農地の転用規制強化の観点から、地域計画内農地の農用地区域への編入を促進 等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農地の権利を取得しようとする際に、農業関係法令の違反の有無を確認</u> ・<u>営農型太陽光発電事業を始めとする農地転用の許可を受けた事業者が、適確に事業を実施していない場合の当該許可の取消しにつながる仕組みの整備、是正命令に従わない場合の公表等の仕組みを構築</u> ・<u>地域計画内の遊休農地について農地バンクへの権利設定の手続きを迅速化する仕組みを構築</u> ・<u>食品事業者・地銀ファンド等との連携による農地所有適格法人の経営基盤を強化 等</u>

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
<p>(4) 農業生産基盤の整備・保全</p>	<p><スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート技術等の活用に資する大区画化、デジタル基盤の整備等による農地の集積・集約化 ・需要に応じた生産を促進する水田の汎用化・畑地化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上の観点から、<u>スマート技術等の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進</u> ・需要に応じた生産に向け、<u>水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進</u> </div>		
	<p><農業生産の基盤の保全管理></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(基幹施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等の推進 ・施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みの構築 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約・再編、ICT等新技術導入、省エネ化等を推進 ・<u>管理水準向上のため、土地改良区に対する技術的支援を推進</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に更新整備事業を実施するため、国等による発意での事業実施も可能とする方向で、土地改良法における手続きの在り方を検討 ・土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・取組の進め方を土地改良法に規定する方向で検討 </div>		



	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
<p>(4) 農業生産基盤の整備・保全</p>	<p>(末端施設) <ul style="list-style-type: none"> ・開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等の推進 ・共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築 </p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理作業の省力化に資する整備を推進 ・<u>多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】</u> </p>	
	<p>★ 地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を、土地改良法に規定する方向で検討</p>		
	<p><防災・減災、国土強靱化></p> <p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災、国土強靱化の着実な推進 ・再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組の推進 </p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池について、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化 </p>	
	<p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、排水に係る基準等の見直しを検討 ・受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急施事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするとともに、防災事業の目的(対策)を拡充する方向で検討 </p>		
<p>★ 土地改良法改正について、7年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める</p>	<p>次期土地改良長期計画(8～12年度)の検討・策定</p>	<p>土地改良事業の計画的な実施</p>	

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(5)生産性の向上に資するスマート農業の実用化等 ★	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">産学官連携してスマート技術等の開発と産地の変革(栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等)を促進する仕組みの構築 <6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める></div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">・農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による研究開発等の促進 ・スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換の促進</div>	

4. 農村の振興（農村の活性化）（抜粋）


	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～	
農村の振興(農村の活性化)	<p>農村の「しごとづくり」を強化するため、農山漁村発イノベーションを推進するとともに、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援</p> <p>地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに携わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込み ・農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進 ・農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開 		
	農村の「くらしづくり」を担う農村RMOの形成	農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進		
	農村の持続的な「土地利用」の推進	農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等を推進		
	鳥獣の効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援 ・ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を実施 		
	農福連携の取組の推進	農業関係者が主体となった地域協議会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要な者(生活困窮者等)の社会参画を促進		

6. 多面的機能の発揮

* 5. みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化（省略）

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
多面的機能の 発揮	<p><中山間地域等直接支払></p> <p>農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みの構築</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>〔多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進〕</p>	
	<p><多面的機能支払交付金></p> <p>活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築</p> <p>〔事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討〕</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>〔多面的機能支払の活動組織について、<u>広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】</u>〕</p>	
	<p><多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金></p> <p>先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築</p> <p>【再掲】</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>〔①環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、<u>有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)</u>〕</p> <p>〔②その上で、<u>みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)</u>〕</p>	

7. 関係団体等の役割

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
関係団体等の 役割	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 関係団体等の役割を位置付け <6年の通常国会に提出予定の基本法 に対応> </div>	[関係団体の連携の促進]	

VI. 農林水産関係予算

1. 農林水産関係予算の推移

(単位:億円、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(概算決定)		
農林水産関係予算	(5.7) 22,976	(1.3) 23,267	(▲0.8) 23,090	(0.0) 23,091	(▲0.1) 23,071	(▲0.2) 23,021	(0.4) 23,108	(0.0) 23,109	(▲1.1) 22,853	(▲0.3) 22,777	(▲0.4) 22,683		(0.0) 22,686	3
公共事業	(32.9) 6,506	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	(1.1) 6,833	(0.4) 6,860	(1.5) 6,966	(0.3) 6,989	(▲0.2) 6,978	(0.0) 6,980	(0.0) 6,983	<30.8>	(0.0) 6,986	(0.0) 3
非公共事業	(▲2.1) 16,469	(1.3) 16,689	(▲1.1) 16,499	(▲1.0) 16,330	(▲0.6) 16,238	(▲0.5) 16,161	(▲0.1) 16,142	(▲0.1) 16,120	(▲1.5) 15,875	(▲0.5) 15,797	(▲0.6) 15,700	<69.2>	(▲0.0) 15,700	(▲0.0) ▲0
農業関係予算	17,128	17,396	17,302	17,308	17,325	17,336	17,297	17,285	17,151	17,135	16,980	17,050	(0.4) 70	
林業関係予算	2,899	2,916	2,904	2,933	2,956	2,997	2,992	3,006	3,025	2,977	3,057	3,003	(▲1.8) ▲54	
水産業関係予算	1,820	1,834	1,818	1,784	1,774	1,772	1,892	1,875	1,870	1,881	1,872	1,863	(▲0.5) ▲9	
農山漁村地域整備交付金	1,128	1,122	1,067	1,067	1,017	917	927	943	807	784	774	770	(▲0.5) ▲4	

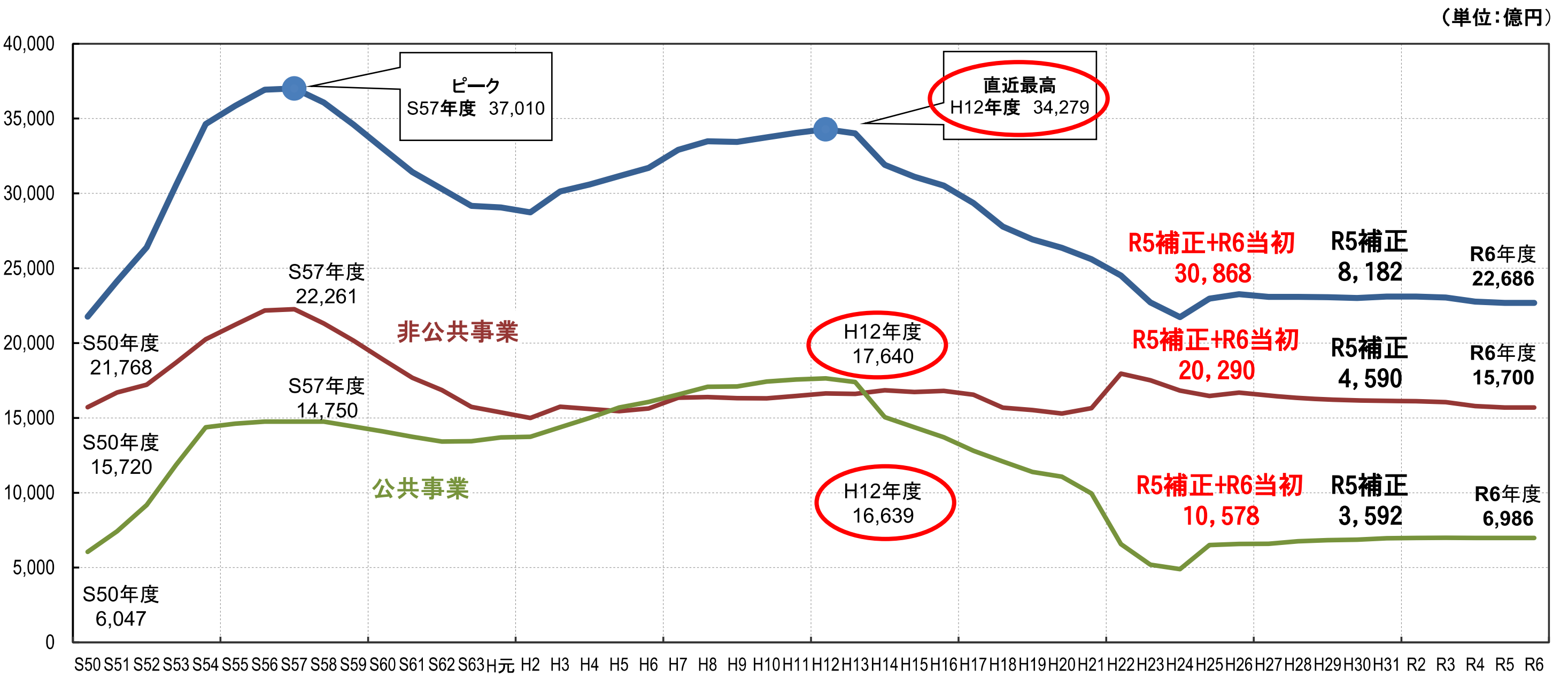
- (注) 1. 予算額は当初予算額。上段()書きは対前年度増▲減率、6年度の< >書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。
2. 元年度及び2年度予算は、上記の他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策(元年度:1,207億円、2年度:1,008億円)を措置している。
3. 3年度以降の予算は、政府情報システム予算を除いたものである。
4. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

令和6年度当初予算

令和5年度補正予算

農林水産関係予算総額	2兆2,686億円
------------	-----------

農林水産関係予算総額	8,182億円
------------	---------



2. 食料安全保障の強化に向けた対策

- 安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援による麦・大豆などの畑作物の生産や肥料・飼料などの国内生産など、輸入依存からの脱却に向けた構造転換を推進。
- また、生産者の急減に備えた経営構造の確立やサービス事業体の育成など、生産基盤の維持・強化を図るとともに、持続可能な食料システムを構築する観点から、農産物等の適正な価格形成の推進等を推進。

(1) 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換

- 水田の畑地化による麦、大豆、加工・業務用野菜等の本作化
(畑地化による小麦・大豆の本作化、加工・業務用野菜の生産に必要な栽培技術や機械の導入等を支援)
- 国内資源の活用による肥料生産・化学肥料等の使用低減 (下水汚泥や堆肥の肥料利用拡大等)
- 国産飼料の生産・利用拡大、安定供給確保 (とうもろこしの国内生産・利用推進、飼料生産組織の人材確保等の支援)
- 米粉の利用拡大 (米粉用米の生産に取り組む農家や、米粉専用品種の種子生産等を支援) 等

(2) 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換

- 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立 (地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減)
- 経営・技術等でサポートする事業体の育成・確保 (農業支援サービス事業体の育成・確保、機械導入の支援等)
- 省力化に対応した基盤整備・保全 (ほ場の大区画化、水利施設の省力化等) 等

(3) 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換

- 地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備 (食品ロス削減、フードバンク等への未利用食品の提供支援等)
- 適正な価格形成と国民理解醸成 (生産コストを反映した価格形成を促すための調査・検証等)
- 安定的な輸入の確保 (野菜種子の海外採取適地の確保等の支援) 等

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

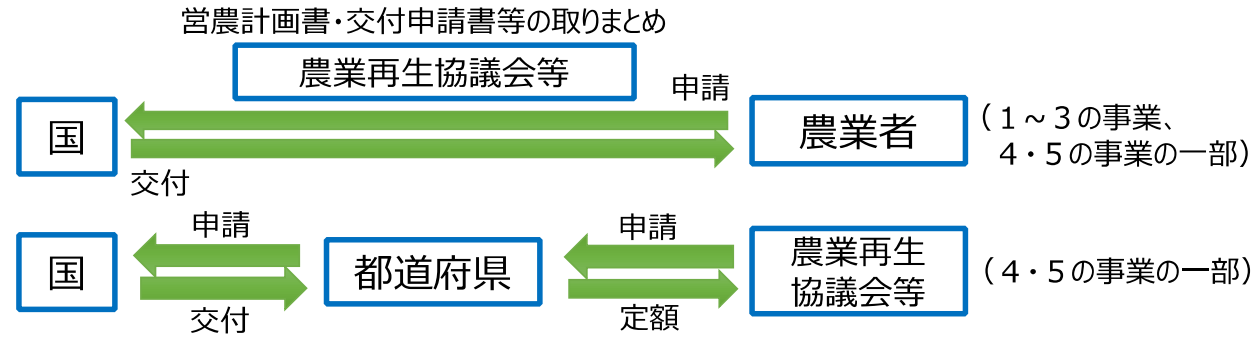
4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円
産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

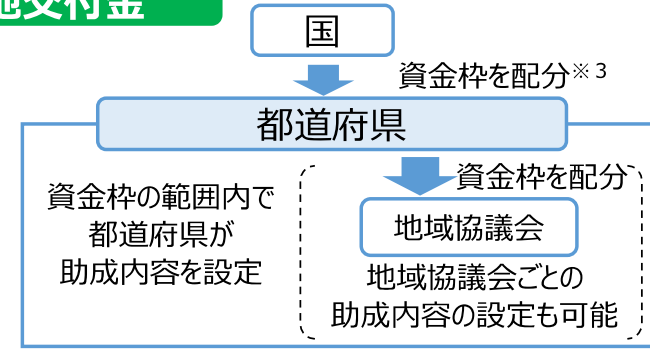
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
 *2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）
 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
 *4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和5年度補正予算と併せて実施）

- ① **畑地化支援***5：14.0万円/10a
- ② **定着促進支援***5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）*6：加工・業務用野菜等の場合
- ③ **産地づくり体制構築等支援**
- ④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。
（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

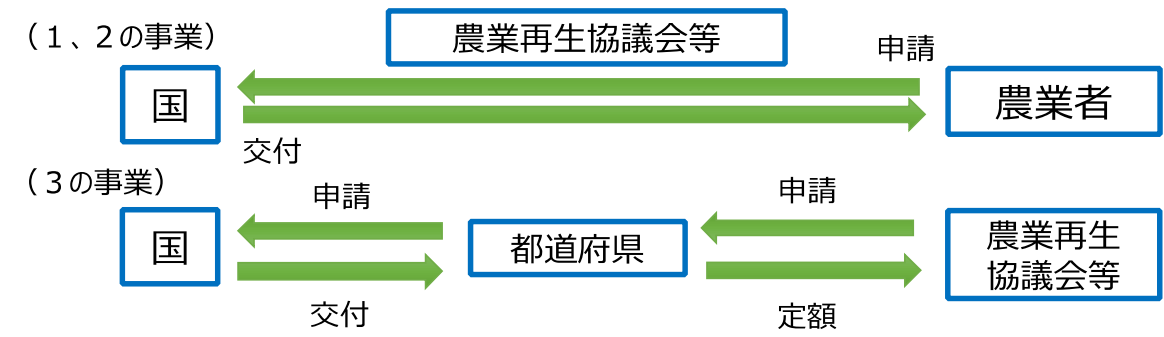
イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a <small>〔※ 令和5年産に採択された者は〕 17.5万円/10a</small>	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



農業農村整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 332,623 (332,303) 百万円】
【令和5年度補正予算額 177,700百万円】

<対策のポイント>

競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化等の基盤整備を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

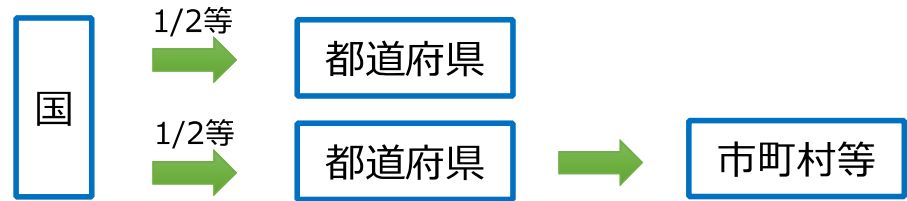
2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村整備 (田園回帰・農村定住促進)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

1. 農業競争力強化対策

- 高収益作物・畑作物への転換
- 農地の大区画化

事業実施前 | 事業実施後

2. 国土強靱化対策

水路の機能診断 | 改修後のため池堤体
改修前の頭首工 | 排水機場の整備
改修後の頭首工 | 突発事故の迅速な復旧

3. 田園回帰・農村定住促進

- 情報通信環境の整備 (関連事業)
- 農道の整備
- 農業集落排水施設の整備

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 <公共>

【令和5年度補正予算額 46,000百万円】

<対策のポイント>

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

<事業目標>

主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

<事業の内容>

1. 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化等を支援します。

2. 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策

スマート技術等の導入に資する農地の大区画化、情報通信などの基盤整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な保全管理等を支援します。

<事業イメージ>

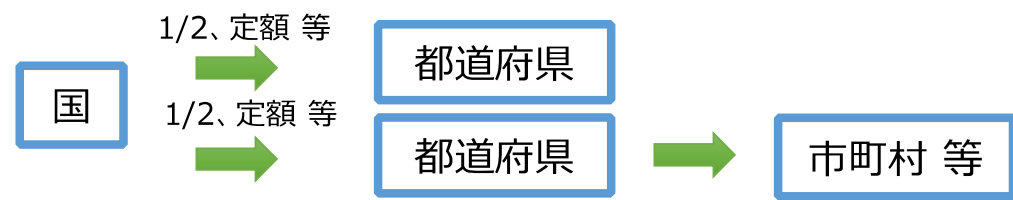
過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策



生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

2. 農業農村整備事業関係予算の推移

